



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 1 7 号 令和 6 年 7 月 2 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 3 1	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
3 3 2	指定居宅サービス事業者の指定を取り消した件	長寿いきがい課
3 3 3	家畜伝染病が発生した件	畜産振興課
3 3 4	養鶏振興法の規定によるふ化業者を登録した件	同
3 3 5	徳島県屋外広告物条例に規定する講習会を開催する件	都市計画課
3 3 6	特定調達契約について一般競争入札に付する件	公安委員会
3 3 7	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	同

【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
3	川口ダム操作規程の一部を改正する規程	
4	棚野ダム管理規程の一部を改正する規程	

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和 6 年 3 月 2 6 日付け徳島県報第 6 8 3 号徳島県教育委員会規則第 1 号中訂正	教育委員会

【正誤】

番 号

表

題

担当課名

令和6年3月26日付け徳島県報第683
号徳島県教育委員会訓令第2号中訂正

同

令和6年3月29日付け徳島県報第688
号徳島県教育委員会教育長訓令第1号中訂
正

同

徳島県告示第三百三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号イに規定するろ過施設、同号又の規定する廃ガス洗浄施設、同表第六十三号ホに規定する廃ガス洗浄施設及び同表第六十六号に規定する電気めつき施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和六年七月二日から

令和六年七月二十二日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第三百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を次のとおり取り消した。

令和六年七月二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定居宅サービス事業者		名 称	有 限 会 社 セ リ ア ス ホ ム
指定居宅サービス事業を行う事業所		所 在 地	徳島市一宮町片山三三番地 一三
サービスの種類	名 称	有 限 会 社 セ リ ア ス ホ ム 訪問介護事業所	訪問介護
	所 在 地	徳島市一宮町片山三三番地 一九	令和六年六月二十 九日
取消年月日			

徳島県告示第三百三十三号

次のとおり家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）第十三条第四項の規定により公示する。

令和六年七月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生戸数及び頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨ－ネ病	牛	患畜	一戸 一頭	美馬市脇町	令和六年六月十二日	殺処分

徳島県告示第三百三十四号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、ふ化業者として、次のとおり登録した。

令和六年七月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

登録番号		登録	登録の	名称及び 代表者氏名	住 所	ふ 化 場	
年月日	有効期限	名称及び 代表者氏名	住 所	名 称	所 在 地		
令和六年 六月二十 日	令和九年 六月十九 日	株式会社イ セイ 代表取締役 社長 竹内正博	名西郡石井町 高川原字高川 原七一番一	株式会社イ セイ東北孵 卵場	岩手県紫波郡 矢巾町大字煙 山第四地割一 三八番地		
第七十三号							

徳島県告示第三百三十五号

徳島県屋外広告物条例（平成四年徳島県条例第五十二号）第二十八条第一項に規定する講習会を次のとおり開催するので、徳島県屋外広告物条例施行規則（平成五年徳島県規則第六号）第十八条第二項の規定により告示する。

令和六年七月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 日時

令和六年八月二十八日（水曜日）午前八時五十分から午後五時まで

二 場所

徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館二階 第一会議室及び第二会議室

三 受講願書の提出期間

令和六年七月二日（火曜日）から同年八月一日（木曜日）まで

四 受講願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部都市計画課

五 受講手数料

三千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受講願書に貼付すること。）

六 その他

この講習会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八―六二二―二五六八）へすること。

徳島県告示第三百三十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の件名及び数量
集合教育用運転シミュレーター 一式（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等
仕様書による。
- 3 借入期間
令和七年一月一日から令和十一年十二月三十一日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）を県の指定する様式により、六の2の（一）に掲げる受領期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。

4 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

5 本件入札に係る入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。

6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

1 入札参加資格を有していない者で、本件入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる提出期限までに2の（二）に掲げる提出場所に持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、提出期

限までに申請を行った場合でも、申請書等に不備があるときは、本件入札に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書等の提出期限及び提出場所

(一) 提出期限

令和六年八月十四日（水曜日）午前十一時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地徳島県庁四階

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 ○八八―六二―二〇六七）

四 契約条項を示す場所並びに入札説明書等の交付場所及び交付期間

1 契約条項を示す場所及び入札説明書等の交付場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

電話 ○八八―六二―三二〇一

2 入札説明書等の交付期間

令和六年七月二日（火曜日）から同年八月十三日（火曜日）まで（県の休日（徳島県の休日）を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

五 問合せ先等

1 問合せ先

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

電話 ○八八―六二―三二〇一

ファクシミリ ○八八―六二―五二四八四

2 問合せの方法及び受付期間

令和六年八月六日（火曜日）午後五時までに、入札説明書に添付する様式により行うこと。

六 入札に参加する者に求められる事項等

1 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を、県の指定する様式により、2の

(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出し、仕様書に示した特質等に適合する物品等を納入できる者であることの確認を受けなければならない。また、提出した応札仕様書に関し、県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和六年八月十四日（水曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号 七七〇―八五一。

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和六年八月二十八日（水曜日）午後一時三十分

(二) 場所

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部一階入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和六年八月二十七日（火曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五一。

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて、封書の表面に「集合教育用運転シミュレーター 一式（賃貸借）入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六によりこの公告及び入札説明書等にした物品等を納入することができるものと認められた入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係る職員のくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

徳島市万代町二丁目五番地一

9 契約書の作成の要否

要

10 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となつた場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

ハ Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased Divisi on for group training 1 set

2 Term of Lease

From January 1, 2025 to December 31, 2029

3 Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

11:00 a.m on August 14, 2024

4 Time Limit of Tender

1:30 p.m on August 28, 2024

5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender Finance Section, Tokushima Prefectural Police Headquarters.

2-5-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8510

Phone: 088-622-3101

徳島県告示第三百三十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年七月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
交通管制センター上位装置システム機器の賃貸借等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県警察本部警務部会計課
徳島市万代町二丁目五番地一
- 三 落札者を決定した日
令和六年六月十四日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額
三億二千百五十五万六千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和六年四月二十六日

徳島県企業管理規程第三号

川口ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月二日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

川口ダム操作規程の一部を改正する規程

川口ダム操作規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の（一）の徳島県知事の項中「河川整備部水防課」を「河川整備部河川課」に改める。

別表第二の細野の項中「阿南市瀬野町長58－1」を「阿南市瀬野町長58－6」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

徳島県企業管理規程第四号

棚野ダム管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月二日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

棚野ダム管理規程の一部を改正する規程

棚野ダム管理規程（昭和五十二年徳島県企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「吹鳴により」を「吹鳴又は疑似音により」に改める。

別表第一の徳島県知事の項中「県土整備部流域整備企画課」を「県土整備部河川政策課」に改め、「徳島土木事務所ダム管理課」を「東部県土整備局へ徳島へ土木ダム管理担当」に改め、同表の勝浦町長の項中「建設課」を「総務防災課」に改め、同表の徳島東警察署長の項中、「徳島東警察署長」を「徳島中央警察署長」に改める。
別表第二を次のように改める。

別表第二（第16条関係）

警報所名	所 在 地	吹鳴機器	出力	摘要
横 瀬	勝浦郡勝浦町三溪字平山	サイレン及びスピーカー	五・五キロワット 百ワット	
棚 野	勝浦郡勝浦町棚野字西久保	スピーカー	百ワット	
久 国	勝浦郡勝浦町久国字時安	サイレン及びスピーカー	五・五キロワット 百ワット	
星 谷	勝浦郡勝浦町星谷字石田	サイレン及びスピーカー	五・五キロワット 百ワット	
中 角	勝浦郡勝浦町中角字玉の木	スピーカー	百ワット	
今 山	勝浦郡勝浦町沼江字岐木	スピーカー	百ワット	
沼 江	勝浦郡勝浦町沼江字鵜匠	サイレン及びスピーカー	五・五キロワット 百ワット	
長 柱	徳島市飯谷町上里	スピーカー	百ワット	
飯 谷	徳島市飯谷町下里	サイレン及びスピーカー	三・七キロワット 百ワット	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

令和六年三月二十六日付け徳島県報第六百八十三号徳島県教育委員会規則第一号中次のとおり訂正

ページ	誤	正
一 十三	「その他」を「の掲示場及び公衆の」	「県庁その他」を「県庁の掲示場及び公衆の」

令和六年三月二十六日付け徳島県報第六百八十三号徳島県教育委員会訓令第二号中次の
とおり訂正

一	ページ
十四	行
規則	
	誤
訓令	
	正

正 誤

令和六年三月二十九日付け徳島県報第六百八十八号徳島県教育委員会教育長訓令第一号
中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
一	二十九	第六条中「決裁事項」を「決裁等事項」に改め、	第六条の見出し中「決裁事項」を「決裁等事項」に改め、同条中
二	十・十一	「ときは、」を「ときは同表に掲げる」	「も不在のときは、」を「も不在のときは同表に掲げる」